

高齢者施設施設長
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課長
(公 印 省 略)

沖縄県緊急事態宣言の発出に伴う対応について

沖縄県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本日、沖縄県緊急事態宣言が発出されました。(宣言期間：8月1日～8月15日)

貴施設におかれましては、利用者及び職員の健康管理、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組むとともに、下記のとおり対応頂きますようお願いいたします。

記

1 サービスの継続について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものであることから、引き続き、感染防止対策に留意のうえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

なお、クラスター発生による感染リスク軽減の観点から、通所・短期入所サービスの利用者のうち、家庭での対応が可能な方については、当該利用者やその家族の意向を十分に確認のうえ、利用自粛の協力を求めてください。

2 代替サービスの提供の確保について

やむを得ず、通所・短期入所サービス事業所を自主的に休業する場合には、利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所等と連携して、訪問系サービスの提供など代替サービスの検討を行い、適切なサービスの提供の確保をお願いします。

また、休業する場合には、各指定権者へ事前にお知らせくださるようお願いいたします。なお、今後、通所介護事業所等における感染者が増加した場合には、感染拡大を防止するため、休業等を要請することも考えられます。ついては、利用者やその家族、居宅介護支援事業所等と相談の上、サービスの利用調整や代替サービスの確保等について、あらかじめ検討していただくようお願いいたします。

3 感染拡大防止策の徹底について

厚生労働省の通知等を踏まえ、これまで感染対策の徹底についてお願いしてきたところですが、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日厚生労働省老健局各課連名事務連絡)(Vol.808)等を参考に、改めて感染防止策の徹底をお願いします。

また、特に入所・居住系サービス施設においては、面会者からの感染を防ぐため、面会

は原則、中止をお願いします。

新型コロナウイルス関連のお知らせ（県ホームページ）

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virus.html>

厚生労働省が作成し公開している、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた基本的な所作等の参考動画も併せて職員間で広く周知・視聴ください。

主な動画のタイトル

○「介護老人福祉施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策」

○「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」

○「送迎の時のそうだったのか！感染対策」

など

動画掲載場所 「厚生労働省 YouTube（MHLWchannel）」に掲載

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc

4 事業所等への支援等について

①新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）

- ・感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

感染症対策に要する衛生用品等の購入等（令和2年4月1日購入分から対象）

※国が示している上限額の範囲内で支給が可能となっております。

※領収書等の保管をお願いいたします。

- ・介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

利用者と接する職員に慰労金の支給

など

8月中旬以降に沖縄県HPに掲載予定ですので、しばらくお待ちください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virushoukatstushien.html>

※事業の概要は、県HPにリンクされている厚生労働省HPで確認できます。

②介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

利用者や職員に感染者が発生した又は休業要請を受けた介護サービス事業所等が、感染機会を減らしつつ必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費に対しての支援

※準備が整い次第、別途ご案内いたします。

担当：高齢者福祉介護課 電話：098-866-2214
